

要旨

日本国憲法に関する私見

ペマ・ギャルポ

平成16年11月18日

- 日本の国憲法に関する私の愚見を述べる機会を与えてくださったことに感謝申し上げたい。
- 私の意見は、私の生い立ち、育った環境、また時代的背景の影響を受け、さらにはであった書物や先生方の影響を受けてきた結果であるので、主観的であることを前提にお聞き願いたい。

憲法について

1. 日本が現代アジアにおいてインドと並んで最も民主的な国家であり、過去半世紀にわたって選挙と言う合法的な手段によって、国民の意思を表明して政権が代わってきた。また政府の最高権力者や、あるいは政権の中枢に居た者と言えどもが権力の乱用をした場合は、法の裁きを受けてきたことがその証である。
2. 私は昭和40年12月11日以来40年近く憲法の保護と、多くの日本国民の暖かいご好意を受け、日本社会の豊かさと便利さの福利を日本人同様に享受して来た。同じ地球の上に住む肉親や我が同胞が無法に投獄され、命さえ奪われて居た時にも私、思想、言論、生存の自由が保障され、飢えと恐怖のない生活を送ることができた。

*上に述べたような平和で自由、かつ豊か生活が出来たのは、現憲法と戦後半世紀続いた「冷戦構造」のお陰であると認識し、現憲法の恩恵を受け来たことを、素直に認め、評価したい。今こうして、立法府の委員の皆様の前で、愚見をはくことが出来るのも憲法のお陰と感謝している。しかし、この平和と豊かさを維持し、そして子孫に伝えることを真剣に考えた場合：

3. 現憲法の第9条は極めて非現実的であるといわざるを得ない。主権者ある日本国民のみが決定できる、極めて重大な問題であり、現在のみならず未来に影響を及ぼす、日本民族の根幹の問題であることは言うまでもありませんが、同時にアジアの平和と安全保障、又、ひいては人類の将来と無関係ではない。したがって憲法を、その憲法のために

従って変更することは当然であると考え。その理由は

- 日本国憲法の第9条は一方的な戦争放棄であって、単なる宣言に過ぎずそれを尊重するような国際社会は存在しない。またそれを保証するような国際法もない。その一例として申し上げておきますが、わが祖国チベットは仏教の戒律・不殺生すなわち生命の尊重を国法の基本とし、平和的共存を政策の基本としておりましたが、国は侵略され、僧院寺院は破壊され、文化の担い手である僧侶は投獄され、解放の名において伝統や固有の価値観は否定され、総人口のおよそ5分の1が直接的あるいは間接的その命が奪われた。わずか、一握りのチベット人が、命からがら亡命に成功した。国際司法裁判所は「計画的、組織的ジェノサイド」だと判断し、批判した。国連総会は3度に亘って「基本的人権の尊重と即時撤退」を促したが何の効果もなかった。「理想と希望」は決して捨ててはならないが、現実の政治は残酷で、力と既成事実の積み重ねによって成り立っていることを忘れてはならない。私はチベットで生を受け、インドに命救って頂き、そして日本でそれを育てて頂いた。従って戦争の悲惨さ恐ろしさも、また平和の有難さ尊さも、身をもって知っている。だから日本には決してわが祖国と同じ運命をたどってほしくはない。
- 尚、時間があれば「自衛隊と憲法の問題」そして「国連憲章」と「日本国の憲法」の関連性から第9条の問題点について述べたい
- さらに、時間があれば、第一条の天皇の地位について、日本国の「統合の象徴」のみならず、日本民族の伝統、文化、精神の中心であることを国内外に対し明確化する必要があるように思う。
- 自由、平等、権利の主張と自律心「モラル」、節度と義務の兼ね合いの問題点。また博愛の精神つまり「慈悲・人情・お陰さまの精神」の欠如の問題。現代社会で広く認められている政教分離の原則となど、日本特有の社会問題につい触れ、異見を述べたい。

●
* 憲法の改正は不可欠であると思いますが、過去を勇敢に反省し、現状を謙虚に見直し、将来を慎重に見極め、誇りと、夢と、希望の持てる憲法を作るために、国民の知恵を結集して頂きたい。ゆっくりと時間を掛け、思いやりと勇気をもって作って頂きたい。一時的な時代の潮流に流されることなく、また選挙対策も無視すべきであろう。またどこそこの国が半世紀で50回憲法改正したとか、しな

かったとかも意味のないことだと思う。大事なことは地球家族の一員としての責任と自覚に基づいて、日本国民の民意を最大限に反映させ、知恵を存分に生かすことであろう。日本国憲法の枠内で生きていかなければならないのは日本人である以上、日本が自主的に憲法を改正するのは当然であろう。

“Those who can not rule themselves, shall be ruled (enslaved) by others.”